

高知県立大学と高知市の連携に関する協定書

高知県立大学（以下「甲」という。）と高知市（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が多様な分野で緊密な協力関係を築き、持続・発展的に連携を深めることにより、活力ある地域社会の形成・発展や未来を担う人材育成など地域貢献に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- (1)健康・医療・福祉の充実に関すること。
- (2)地域づくり・まちづくりの推進に関すること。
- (3)文化の振興、教育・生涯学習の推進に関すること。
- (4)観光振興・産業振興の発展に関すること。
- (5)自然・環境の保全や推進に関すること。
- (6)防災対策の推進に関すること。
- (7)その他前条の目的を達成するため必要な事項

（連携推進会議）

第3条 前条に掲げる連携事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて甲と乙で構成する連携推進会議を設置する。なお、設置に関しては、その都度協議するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報については、本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結日から発効し、甲又は乙のいずれかの申し出に基づき、協定解消の合意が成立したときに終了するものとする。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項及び本協定の解釈において疑義が生じた場合は、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれが署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月26日

高知県立大学長

高知市長
